

建築工事監理業務既成部分出来形確認の標準

(目的)

第1条 この標準は、神奈川県県土整備局建築工事監理業務検査出来高算出要領 第3条第3号②に定めるところにより、建築工事監理業務の既成部分検査における部分払いの対象とする出来形の範囲及び既成部分出来形確認の方法を定め、出来形確認の適正を図ることを目的とする。

(部分払いの対象となる出来形の範囲)

第2条 既成部分検査における部分払いの対象となる出来形の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 出来形の範囲は、当該工事監理業務のうち既に実施完了の業務で、受注者が申請し、且つ調査職員が確認した部分（以下、「出来形部分」という。）をいう。
- (2) (1)において「受注者が申請」する部分は、当該既成部分検査時点において、受注者が当該工事監理業務が進捗したものとして各工事監理科目毎に申請する範囲（以下、「申請科目出来形の範囲」という。）をいう。

(定義)

第3条 この標準において用いる用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 科目構成率は、当該業務の対象工事の予定価格内訳書の共通費、直接仮設を除く直接工事の全ての工事科目に対応する、工事監理業務における各科目（以下、「工事監理科目」という。）の業務量の構成の百分率をいい、調査職員が定めるものとする。
- (2) 業務構成率は、各工事監理科目における各工事監理業務の業務量の構成の百分率をいい、調査職員が定めるものとする。
- (3) 完成科目出来形率は、各工事監理科目における当該委託契約の工事監理業務の実施予定範囲に該当する業務構成率の合計を示したものをいい、調査職員が定めるものとする。
- (4) 既成科目出来形率は、各工事監理科目における当該委託契約の出来形部分に該当する業務構成率の合計をいう。
- (5) 完成科目出来形は、各工事監理科目における当該委託契約の工事監理業務の業務量を示したものをいい、次式により算出する。
完成科目出来形＝科目構成率×完成科目出来形率
- (6) 既成科目出来形は、各工事監理科目における当該委託契約の出来形部分の業務量を示したものをいい、次式により算出する。
既成科目出来形＝科目構成率×既成科目出来形率
- (7) 完成出来形は、各工事監理科目の完成科目出来形の合計をいう。
- (8) 既成出来形は、各工事監理科目の既成科目出来形の合計をいう。
- (9) 出来形率は、完成出来形に対する既成出来形の割合をいい、百分率で表す。

(数値の取扱い)

第4条 出来形部分等の確認に用いる数値の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 科目構成率は、小数点以下第1位止めとする。小数第1位に満たない工事監理科目は部分払いの対象としない。
- (2) 業務構成率は、整数とする。
- (3) 完成科目出来形率は、整数とする。
- (4) 既成科目出来形率は、整数とする。
- (5) 完成科目出来形は、整数とする。
- (6) 既成科目出来形は、小数第1位とする。
- (7) 完成出来形は、整数とする。
- (8) 既成出来形は、小数第1位とする。
- (9) 出来形率は、小数点以下第2位を切り捨て1位止めとする。

(出来形確認の方法)

第5条 調査職員は、部分払いの対象となる出来形の確認に当たっては、受注者が作成した「部分払い出来形部分等確認資料」を用いて行う。

2 調査職員は、部分払いの請求を受けたときは、「完成科目出来形の範囲」を受注者に提示し、当該請求に係る「部分払い出来形部分等確認資料」を作成させる。

なお、完成科目出来形の範囲については、調査職員が、建築工事監理業務委託共通仕様書3・9

に定められた業務計画書の内容を勘案し定めることとする。

- 3 調査職員は、申請科目出来形の範囲を確認し、第7条「出来形確認の標準」を用いて、各工事監理科目毎に「出来形部分」を定める。
- 4 調査職員は、各工事監理科目における完成科目出来形の範囲および出来形部分により、第3条「定義」に基づき、出来形率の算出を行う。
- 5 前各項の規定に係わらず、業務内容、地域的要件等でこの標準により難しい場合又はこの標準に記載のない事項は、実状に応じ確認する。

(部分払い出来形部分等確認資料の作成の方法)

第6条 調査職員が、受注者に指示する「部分払い出来形部分等確認資料」の作成の方法は、別に定める。

(出来形確認の標準)

第7条 「出来形確認の標準」は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 調査職員は、受注者が提出した「部分払い出来形部分等確認資料」の当該請求部分に係る業務報告資料のうち、各工事監理科目毎の業務実施内容ならびに対象工事における当該工事監理科目に係る工程内容を参照し、期間毎の進捗状況を確認する。
- (2) 前項の結果、申請科目出来形の範囲に対し、調査職員が各工事監理科目における各工事監理業務について「既成」であると確認した場合に限り、当該工事監理科目の「出来形部分」として認めるものとする。

附則 1 この標準は、令和6年4月1日より適用する。